

(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書に関する補足資料

<補足資料内容>

3. アスベスト含有建材が確認された際の事後調査の対応について... 1
4. 建設発生土及び供用後の廃棄物の更なる低減について..... 4

令和5年9月

関内駅前港町地区市街地再開発準備組合

3. アスベスト含有建材が確認された際の事後調査の対応について

横浜市環境影響評価審査会（以下、「審査会」といいます。）で、アスベスト含有建材が存在していた場合、事後調査にアスベストに関する内容を含むべきとの、ご指摘を受けました。

対象事業実施区域内の既存建物は現在供用中であり、アスベスト含有建材の存在についての調査をすべての建物で実施できている状況ではありませんが、既存建物においてアスベストの使用が全面禁止された平成18年（2006年）9月1日以前に建造されたものについては、石綿含有建築材料が使用されている可能性があります。

そのため、既存建築物の解体については、事前にアスベスト含有建材の調査を行い、アスベスト含有建材が存在していた場合には、法令等に基づき石綿含有産業廃棄物として適切に処分し、事後調査にてアスベスト含有建材の発生量と処分量の結果について、処分方法も含めてまとめます。

準備書 p8-4 修正前

表 8-1 事後調査の内容（工事中）

項目	調査項目	調査頻度	調査位置	調査時期	調査方法
廃棄物・建設発生土	産業廃棄物、建設発生土の発生量及び処分量	工事期間中全般	対象事業実施区域内	工事期間中	工事現場の廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の分別項目ごとに月単位で集計します。
	環境の保全のための措置の実施状況	適宜	対象事業実施区域内	工事期間中	工事資料の整理及び関係者へのヒアリングにより把握します。
大気質	建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素)濃度	1週間	影響が最大と想定される工事敷地境界付近の1地点	予測時点(本事業の工事の最盛期)	「二酸化窒素に係る環境基準について」に基づく測定方法により調査します。
	環境の保全のための措置の実施状況	適宜	対象事業実施区域内	大気質濃度の調査と併せて実施	現地調査による目視及び工事資料の整理により把握します。
騒音	建設機械の稼働に伴う騒音レベル	平日1日	影響が最大と想定される工事敷地境界付近の1地点	予測時点(本事業の工事の最盛期)において、工事時間に前後1時間を加えた時間帯	「騒音に係る環境基準について」等に基づく測定方法により調査します。
	建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置	平日1日	対象事業実施区域内	騒音レベルの調査と併せて実施	現地調査による目視及び工事資料の整理により把握します。
	環境の保全のための措置の実施状況	適宜	対象事業実施区域内	工事期間中	工事資料の整理及び関係者へのヒアリングにより把握します。
振動	建設機械の稼働に伴う振動レベル	平日1日	影響が最大と想定される工事敷地境界付近の1地点	予測時点(本事業の工事の最盛期)において、工事時間に前後1時間を加えた時間帯	「JIS Z 8735(振動レベル測定方法)」等に基づく測定方法により調査します。
	建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置	平日1日	対象事業実施区域内	振動レベルの調査と併せて実施	現地調査による目視及び工事資料の整理により把握します。
	環境の保全のための措置の実施状況	適宜	対象事業実施区域内	工事期間中	工事資料の整理及び関係者へのヒアリングにより把握します。
地域社会(交通混雑)	工事用車両の走行台数	平日1日	現地調査を行った主要交差点のうち、下記の2交差点と工事現場出入口 ・地点8(尾上町) ・地点10(関内駅北口)	予測時点(本事業の工事の最盛期)において、工事時間に前後1時間を加えた時間帯	工事現場出入口では、車種別の入出庫記録を整理し、15分単位で集計します。交差点では、方向別、車種別、時間帯別に通過交通量を観測し、15分毎に集計します。
	環境の保全のための措置の実施状況	適宜	対象事業実施区域内	工事期間中	工事資料の整理及び関係者へのヒアリングにより把握します。

準備書 p8-4 修正後

表 8-2 事後調査の内容（工事中）

項目	調査項目	調査頻度	調査位置	調査時期	調査方法
廃棄物・建設発生土	産業廃棄物、建設発生土の発生量及び処分量	工事期間中全般	対象事業実施区域内	工事期間中	工事現場の廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の分別項目ごとに月単位で集計します。 なお、既存建物解体前の調査において、アスベスト含有建材の存在が確認された場合、アスベスト含有建材の発生量と処分量の結果について、処分方法も含めてまとめます。
	環境の保全のための措置の実施状況	適宜	対象事業実施区域内	工事期間中	工事資料の整理及び関係者へのヒアリングにより把握します。
大気質	建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素）濃度	1週間	影響が最大と想定される工事敷地境界付近の1地点	予測時点（本事業の工事の最盛期）	「二酸化窒素に係る環境基準について」に基づく測定方法により調査します。
	環境の保全のための措置の実施状況	適宜	対象事業実施区域内	大気質濃度の調査と併せて実施	現地調査による目視及び工事資料の整理により把握します。
騒音	建設機械の稼働に伴う騒音レベル	平日1日	影響が最大と想定される工事敷地境界付近の1地点	予測時点（本事業の工事の最盛期）において、工事時間に前後1時間を加えた時間帯	「騒音に係る環境基準について」等に基づく測定方法により調査します。
	建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置	平日1日	対象事業実施区域内	騒音レベルの調査と併せて実施	現地調査による目視及び工事資料の整理により把握します。
	環境の保全のための措置の実施状況	適宜	対象事業実施区域内	工事期間中	工事資料の整理及び関係者へのヒアリングにより把握します。
振動	建設機械の稼働に伴う振動レベル	平日1日	影響が最大と想定される工事敷地境界付近の1地点	予測時点（本事業の工事の最盛期）において、工事時間に前後1時間を加えた時間帯	「JIS Z 8735（振動レベル測定方法）」等に基づく測定方法により調査します。
	建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置	平日1日	対象事業実施区域内	振動レベルの調査と併せて実施	現地調査による目視及び工事資料の整理により把握します。
	環境の保全のための措置の実施状況	適宜	対象事業実施区域内	工事期間中	工事資料の整理及び関係者へのヒアリングにより把握します。

4. 建設発生土及び供用後の廃棄物の更なる低減について

審査会で、建設発生土及び供用後の廃棄物の更なる低減について、ご指摘を受けました。

●建設発生土の低減について

対象事業実施区域内の既存建物が供用中であり、現時点でボーリング調査の実施ができておりませんが、適切な時期に対象事業実施区域内でボーリング調査等を実施し、地盤状況を十分に把握したうえで、建設発生土の削減につながる合理的な計画建築物の基礎形状を検討します。

本事業の施工者は未定ですが、施工者決定後には施工計画の工夫により発生土量を抑制することに加え、建設発生土の官民有効利用マッチングシステム[※]への登録等により、建設発生土の最終処分量の更なる低減に努めることを、工事の実施に伴う廃棄物及び建設発生土の発生量等の環境の保全のための措置に評価書にて追記します。

※建設発生土の官民有効利用マッチングシステムは、国土交通省が平成26年9月に策定した「建設リサイクル推進計画2014」において新たに取り組むべき重点施策の一つとして位置付けている建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化を図るため、官民一体となった建設発生土の相互有効利用のマッチング調整に必要となる情報提供を実施するものです。

準備書 p6.3-20 修正前

表 6.3-3 環境の保全のための措置（工事の実施に伴う廃棄物及び建設発生土の発生量等）

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建物の解体・建設 地下掘削	<ul style="list-style-type: none"> ・「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画－産廃3R夢プラン－（平成28年度～平成32年度）」の取組を推進し、工事中においては、廃棄物の分別徹底、適正な処理、再使用及び再生利用の促進を図るとともに、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの活用を検討します。 ・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 ・特定建設資材については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で適切に分別し、可能な限り資源化に努めます。 ・工事現場内に廃棄物の分別保管場所を設置し、再利用・再生利用の徹底に寄与します。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、容器・包装等を適切に分別し、リサイクルに寄与します。 ・作業員に対する分別教育を徹底するとともに、工事の進捗に応じて適切な規模の分別ヤードの確保することにより、再資源化率が低い混合廃棄物の発生を可能な限り抑制します。 ・本事業の既存建築物の解体については、事前にアスベスト含有建材の調査を行い、アスベスト含有建材が存在していた場合には、法令等に基づき石綿含有産業廃棄物として適切に処分します。 ・産業廃棄物や建設発生土を搬出運搬する際は、荷崩れや飛散等を防止するため、荷台カバー等の対策を講じます。 ・地下掘削にあたり、構造計画、施工計画の工夫により発生土量を抑制するとともに、現場内外における有効利用を検討し、最終処分量の削減に寄与する計画とします。

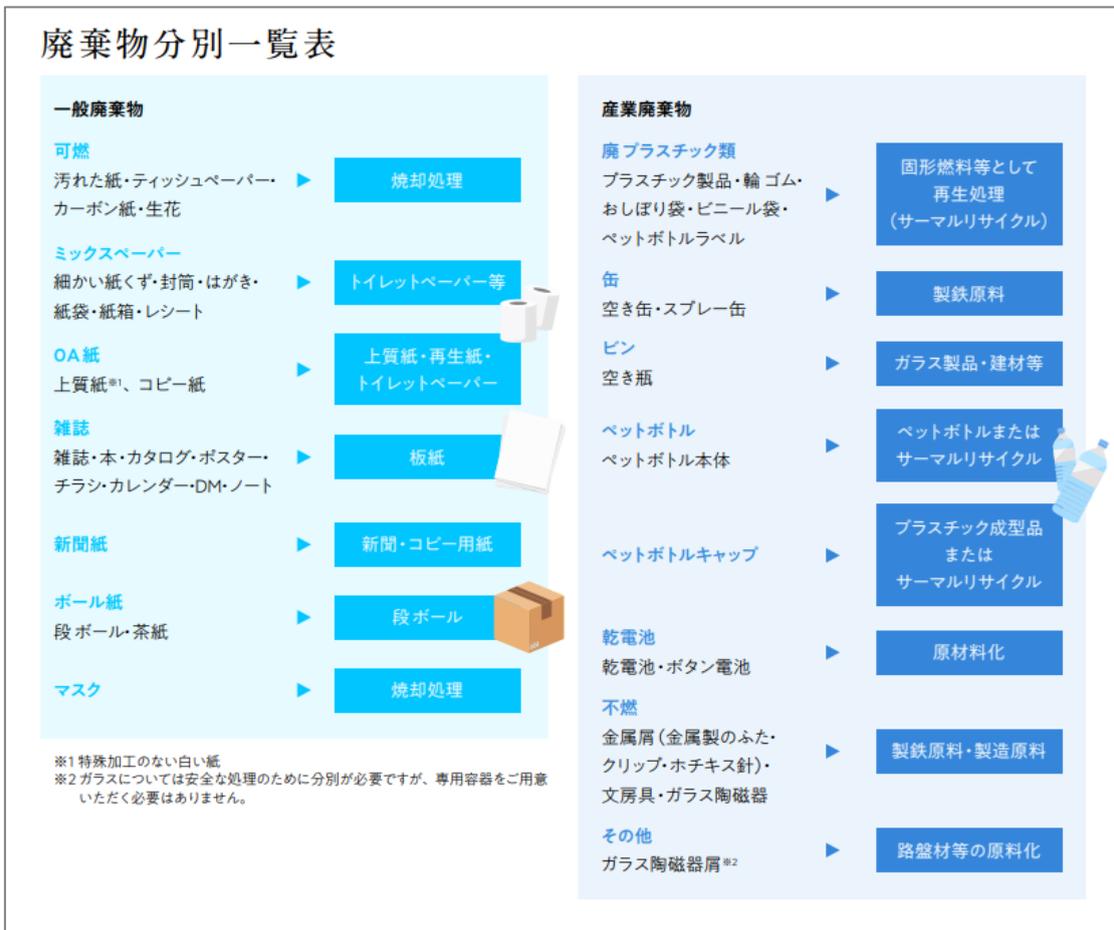
表 6.3-4 環境の保全のための措置（工事の実施に伴う廃棄物及び建設発生土の発生量等）

区分	環境の保全のための措置
<p>【工事中】 建物の解体・建設 地下掘削</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画－産廃3R夢プラン－（平成28年度～平成32年度）」の取組を推進し、工事中においては、廃棄物の分別徹底、適正な処理、再使用及び再生利用の促進を図るとともに、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの活用を検討します。 ・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 ・特定建設資材については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で適切に分別し、可能な限り資源化に努めます。 ・工事現場内に廃棄物の分別保管場所を設置し、再利用・再生利用の徹底に寄与します。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、容器・包装等を適切に分別し、リサイクルに寄与します。 ・作業員に対する分別教育を徹底するとともに、工事の進捗に応じて適切な規模の分別ヤードの確保することにより、再資源化率が低い混合廃棄物の発生を可能な限り抑制します。 ・本事業の既存建築物の解体については、事前にアスベスト含有建材の調査を行い、アスベスト含有建材が存在していた場合には、法令等に基づき石綿含有産業廃棄物として適切に処分します。 ・産業廃棄物や建設発生土を搬出運搬する際は、荷崩れや飛散等を防止するため、荷台カバー等の対策を講じます。 ・地下掘削にあたり、構造計画、施工計画の工夫により発生土量を抑制するとともに、現場内外における有効利用を検討し、最終処分量の削減に寄与する計画とします。 ・建設発生土の官民有効利用マッチングシステムへの登録等により、建設発生土の最終処分量の更なる低減に努めます。

● 供用後の廃棄物の低減について

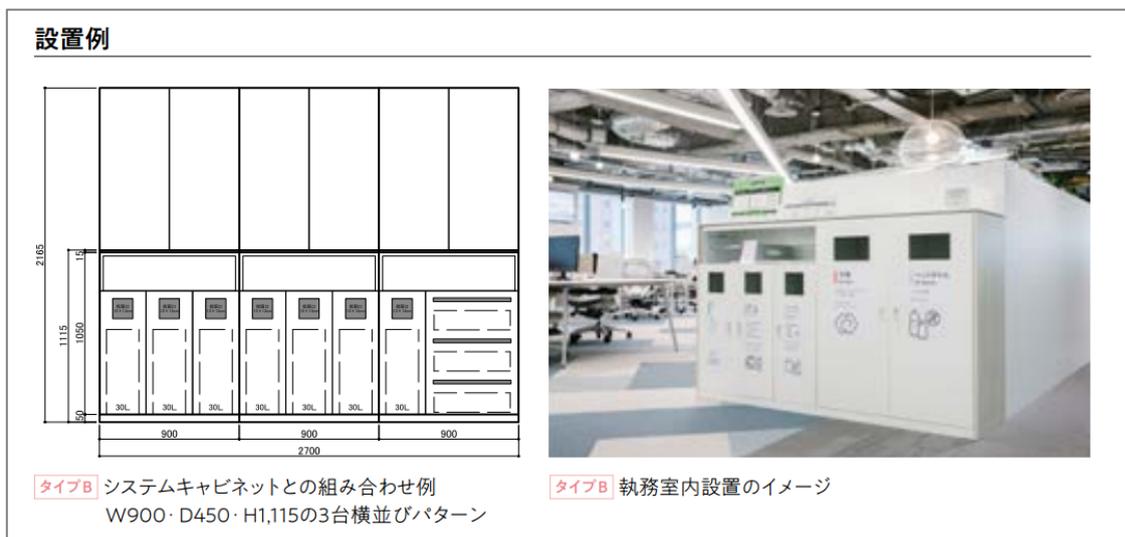
建物供用後においては、図 4-1, 2 に示す 15 分別可能なごみステーションの設置を業務施設の入居者に推奨し、再生可能な資源ごみを分別することで廃棄物発生抑制に努めます。

15 分別の廃棄物の具体的な内容と、分別マニュアルを作成し、業務施設、商業施設の入居者に向けて周知することで、廃棄物発生抑制に努めることを、建物の供用に伴う廃棄物の発生量等の環境の保全のための措置として評価書にて追記します。



※資料「サステナビリティガイド VOL.2」(三菱地所グループホームページ、令和5年8月調べ)

図 4-1 業務施設入居者に推奨する廃棄物の 15 分別



※資料「サステナビリティガイド VOL.2」(三菱地所グループホームページ、令和5年8月調べ)

図 4-2 15 分別対応のごみステーション設置例

準備書 p6. 3-28 修正前

表 6. 3-25 環境の保全のための措置（建物の供用に伴う廃棄物の発生量等）

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 建物の供用	<p><u>計画立案時</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の計画建築物から発生する一般廃棄物及び事業系廃棄物は分別して回収し、廃棄物保管施設で一時保管し、一般廃棄物及び産業廃棄物の種類に応じた許可を有する廃棄物処理業者に委託し、適正に処理する計画とします。 <p><u>供用時</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・15分別可能なごみステーションの設置を業務施設の入居者に推奨し、再生可能な資源ごみを分別することで廃棄物発生抑制に努めます。 ・入居テナント者や住宅施設の入居者等に対して、廃棄物の発生抑制や分別排出、再使用及び再生利用の徹底を促していきます。 ・廃棄物保管場所に分別・減量化・資源化を促す表示を行います。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、容器・包装等を適切に分別し、リサイクルに寄与します。

準備書 p6. 3-28 修正後

表 6. 3-25 環境の保全のための措置（建物の供用に伴う廃棄物の発生量等）

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 建物の供用	<p><u>計画立案時</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の計画建築物から発生する一般廃棄物及び事業系廃棄物は分別して回収し、廃棄物保管施設で一時保管し、一般廃棄物及び産業廃棄物の種類に応じた許可を有する廃棄物処理業者に委託し、適正に処理する計画とします。 <p><u>供用時</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物を7分別、産業廃棄物を8分別として、15分別可能なごみステーションの設置を業務施設の入居者に推奨し、再生可能な資源ごみを分別することで廃棄物発生抑制に努めます。 ・廃棄物の分別マニュアルを作成し、業務施設、商業施設の入居者に向けて周知することで、廃棄物発生抑制に努めます。 ・入居テナントや住宅施設の入居者等に対して、廃棄物の発生抑制や分別排出、再使用及び再生利用の徹底を促していきます。 ・廃棄物保管場所に分別・減量化・資源化を促す表示を行います。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、容器・包装等を適切に分別し、リサイクルに寄与します。